貨物自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度について

〇 目 的

営業所ごとに行う自動車その他の輸送施設の使用停止処分(以下「自動車等の使用停止処分」という。)について、運輸局単位に累計することで、一定の場合に事業の停止又は許可取消処分を受けることを明らかにすることにより、事業者自らの法令遵守に対する意識の高揚を図ることを目的としている。

〇 制度の概要

事業者に貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)等の法令違反があり、法第33条の規定による自動車等の使用停止処分を行うにあたり、その処分日車数(停止日数×停止車両数)10日車までごとに1点とする。

違反点数の累積期間は原則として3年間であるが、以下の営業所については仮に違反点数が付与されても、その後2年間無事故無違反で違反点数の付与がない場合、違反点数が消去される。

- ① 行政処分日以前の2年間、違反点数の付与がない営業所
- ② 安全性優良事業所に認定されている営業所

違反点数の累積期 間	原則3年間
事業の停止処分	①1回の行政処分で270日車以上を受けた営業所 (ただし、運輸局内の累積違反点数が30点超の場合は180日車以上)
	②運輸局内の累積違反点数が50点超となった場合、当該運輸局内の全営業所
事業の許可取消処	①(地域に関係なく)2年間に事業停止処分を4回受
分	けた場合
	②運輸局内の累積違反点数が80点超となった場合

〇 公 表

累積違反点数が20点超となった場合、本省及び地方運輸局において公表している。